

## 延滞金に係る基金通知の一部改正について

|     |      |      |      |      |     |
|-----|------|------|------|------|-----|
| 対象先 | DB年金 | 厚生基金 | 適格年金 | 退職金  | その他 |
| 内容  | 法令通知 | 財政運営 | 資産運用 | 会計基準 | その他 |

ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

1. 平成22年1月1日からの延滞金にかかる法改正<sup>1</sup>に伴い、通知改正<sup>2</sup>が行われました。
2. 通知改正の内容は、年金ニュースNo.154でご案内した内容と同様です。

1 「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」平成22年1月1日施行（公布：平成21年5月1日）『年金ニュースNo.154ご参照』

2 「厚生年金基金事務取扱い準則」（「厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて」平成42年3月28日年企発第20号）

### 概要

#### ➤ 従前

一律年14.6%

#### ➤ 平成22年1月1日以降

当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間は年7.3%。

しかし、特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合）が年7.3%未満の場合は特例基準割合となります。

当該納期限の翌日から三月を経過した後は、年14.6%

#### ➤ ご留意事項

この法律は、平成22年1月1日から施行されますが、同日前に納付期限の到来する掛金に係る延滞金については、改正前の割合が適用されます。

以上